

慶弔見舞金規程

一般財団法人Rubyアソシエーション

平成23年7月27日 作成・施行

第1章：総 則

第1条（目的）

1. この規程は、就業規則第25条第2項により、職員に対する慶祝金、弔慰金、見舞金に関する事項を定める。

第2条（種類）

1. 慶弔見舞金は、結婚祝金、出産祝金、死亡弔意金、災害見舞金とする。

第3条（受給手続）

1. 慶弔見舞金を受けようとする場合、支給対象になる事項の発生について、当該職員は財団へ届出なければならない。
2. 財団は、当該従業員に届出事項に関する証明書類の提出を求めることができる。
3. 当該従業員が第2項の手続きをやむを得ない事由により行えない場合は、その担当上司が当該従業員に代わって行うものとする。

第4条（結婚祝金）

1. 職員が結婚した場合は、以下の勤続年数の区分により、結婚祝金を支給する。

| | |
|----------|---------|
| 1 勤続1年以上 | 5,000円 |
| 2 勤続2年以上 | 10,000円 |
| 3 勤続3年以上 | 20,000円 |
2. 職員の結婚式においては祝電を送る。

第5条（出産祝金）

1. 職員または配偶者が出産した場合は、祝金として5,000円を支給する。

第6条（弔慰金）

1. 職員が業務上の事故等により死亡した場合は、弔慰金として、遺族に対して、基本給の3か月分を支給する。
2. 職員が業務に起因しない事由により死亡した場合は、弔慰金として、遺族に対して、基本給の1か月分を支給する。
3. 職員の葬儀に際しては、供花一对を供え、弔電を送る。

第7条（家族の死亡）

1. 職員の家族が死亡した場合は、以下の区分により、弔意金を支給する。

| | |
|------------------------------|---------|
| 1 兄弟姉妹、祖父母、孫、または配偶者の父母の死亡の場合 | 10,000円 |
| 2 子女及び父母の死亡の場合 | 20,000円 |

3 配偶者の死亡の場合 50,000円

2. 配偶者、子女、父母、または同居の義父母の葬儀に際しては、供花一对を供え、弔電を送る。

第8条（見舞金）

1. 職員が、火災、水害、震災、その他の災害により、住居が被災した場合、以下の区分により、見舞金を支給する。

1 全焼、全壊、全流失

イ 扶養家族のある世帯主の場合

- ① 自己所有 50,000円
- ② 借家等 20,000円
- ③ 借間等 10,000円

ロ 扶養家族のない世帯主および非世帯主の場合

- ① 自己所有 20,000円
- ② 借家等 10,000円
- ③ 借間等 5,000円

2 半焼、半壊、半流失

イ 扶養家族のある世帯主の場合

- ① 自己所有 30,000円
- ② 借家等 10,000円
- ③ 借間等 4,000円

ロ 扶養家族のない世帯主および非世帯主の場合

- ① 自己所有 10,000円
- ② 借家等 6,000円
- ③ 借間等 4,000円

3 床上浸水等、状況に応じて

イ 扶養家族のある世帯主の場合

- ① 自己所有 20,000円
- ② 借家等 5,000円
- ③ 借間等 2,000円

ロ 扶養家族のない世帯主および非世帯主の場合

- ① 自己所有 5,000円
 - ② 借家等 3,000円
 - ③ 借間等 2,000円
-

附 則

1. この規程は平成23年7月27日より施行する。
2. この規則を改廃する場合は、職員代表者の意見を聴いて行う。